平成２７年（フ）第１３９１号
大阪市東住吉区矢田３丁目８番１号　アメニティＫ＆Ｋ－１　401号、前住所大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目19番５号　宮嶋方
債務者　田辺　直子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４２８号
大阪市東淀川区菅原４丁目10番28―707号
債務者　原子　　円
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５８３号
大阪府八尾市恩智中町１丁目84番地の１　プレアール恩智206号、前住所大阪府八尾市垣内４丁目28番地
債務者　梅田　**邦**久
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５９０号
大阪府茨木市新郡山１丁目８番402号
債務者　中越　静香
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５９４号
大阪市東住吉区矢田３丁目７番６―401号
債務者　合木　孝雄
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５９９号
大阪市西淀川区佃２丁目９番21号エステートピアユウ201号室
債務者　前潟　美代
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６００号
大阪市東淀川区上新庄３丁目４番10号　アピア桑田102号
債務者　山口　　恵
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１号
千葉県佐倉市井野1195番地37　清宮コーポ201
債務者　大久保洋二
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第４３号
千葉県佐倉市大蛇町628番地３　ドミールＳＡＫＡＧＡＭＩ６号室
債務者　河塚　**廣**一
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第４５号
千葉県成田市東町92番地９　第３コーポ林309号
債務者　野口　健児
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第４７号
千葉県八街市八街へ199番地294
債務者　井口　和義
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第５４号
千葉県富里市久能269番地２
債務者　天生目弘平
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第６０号
千葉県四街道市和良比276番地６　オネスティ日高103号
債務者　加藤　郁也（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第６２号
千葉県富里市七栄644番地57
債務者　河西　建夫
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第６３号
千葉県富里市七栄644番地57
債務者　河西三枝子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第６４号
埼玉県さいたま市見沼区東大宮４丁目58番地８　ジョイナス東大宮101
債務者　千原　裕子（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第７１号
千葉県印西市木下1747番地７　リバティー21―205号
債務者　佐藤健太郎
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部